

## 重要

2026/03/06

## &lt;海外旅行保険&gt; 中東情勢悪化に伴う対応（保険期間の自動延長、有無責）について

- 2月28日のイスラエル・米国によるイランへの軍事攻撃により、イランおよび周辺国の空港閉鎖・航空便の欠航等が発生しています。
- 上記に伴う海外旅行保険（「ネットde保険@とらべる」を含む）の対応・有無責の取扱い等について案内します。

## 1. 「保険期間の自動延長」の取扱い

(1) 「保険期間の自動延長」の取扱いは以下のとおりです。

	該当ケース	自動延長の取扱い
①	日本国外において、空港（※）が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない場合 （※）現在空港閉鎖が確認されている、イランおよび周辺地域（ドバイ・アブダビ・カタール等）の空港を含みます。	普通保険約款 基本条項第1条（4）④に該当し、 <u>正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要する時間まで自動延長</u> されます。
②	搭乗便（乗継便を含む）の遅延、欠航・運休または着陸地変更により最終目的地への到着が遅延した場合	普通保険約款 基本条項第1条（3）①に該当し、 <u>72時間を限度に自動延長</u> されます。

(2) 上記②に該当する場合で、当初の保険終期から72時間以内に帰国できないときは、自動延長された期間を含む保険期間内に保険期間の延長手続きが必要となります。延長手続きの方法は、以下を参照ください。

(※)

商品	延長手続きの方法
海外旅行保険	Q01941046：旅行の延長を希望した場合の手続きは？を参照ください。
特定手続用海外旅行保険 （ネットde保険@とらべる）	保険満期日の23時（日本時間）までは契約者ご本人で延長手続きをすることが可能です。詳細は <a href="#">こちらのFAQ</a> をご確認ください。

(※) 事故のご連絡や保険金請求のご相談は[三井住友海上ライン（事故受付窓口）](#)へご連絡いただくようお願いいたします。

## 2. 各補償項目の有無責

海外旅行保険の約款上、今回のイスラエル・米国によるイランへの軍事攻撃およびイランによる米軍施設等への報復攻撃は「外国の武力行使」に該当します。主な特約の有無責は、次のとおりです。

補償項目	有無責	説明
傷害死亡、傷害後遺障害、傷害治療、治療・救援費用、航空機遅延費用、航空機寄託手荷物遅延等費用、旅行中事故緊急費用、テロ等対応費用 等	免責 (※1)	各特約の免責事由である「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変」に該当し、免責となります。
旅行変更費用	有責 (※2)	「外国の武力行使」は、旅行変更費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）⑦ア. に該当するため、渡航先（※3）において本攻撃が発生したことにより旅行行程の変更および取消をした際には有責となります。

(※1) 今回の「外国の武力行使」と直接の因果関係がないケガ等については有責となります。

(※2) 今回の「外国の武力行使」が発生した翌日以降を契約日（申込日）とする契約については、保険金のお支払いの対象になりません。

(※3) 滞在中の渡航先、またはこれから訪れるもしくは経由する予定の渡航先をいいます。

## 3. 引受制限

現時点においては、特に引受制限を行いません。

